

【栃木県動物愛護管理推進計画(第3次)の概要】

目的・根拠

「人と動物の共生する社会の実現」に向けて、その象徴的な指標として「**犬及び猫の殺処分ゼロ**」を目指し、本県における動物愛護管理行政の基本的な方針及び中長期的な目標を明確化し、目標達成の手段及び実施主体の設定等を行うため、本計画に基づいて計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的としています。

なお、本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく計画として、環境省告示「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って策定します。

背景

人が飼育する動物は増加傾向にあり多くの種類の動物が人と共に暮らしています。人と動物との関係については、「人生の良きパートナー」として、動物とのふれあいに「癒やし」を求める人も増えています。

一方、不適切な飼養による周辺住民へのトラブルや動物の虐待・遺棄などの問題のほか、不適切な動物取扱業者に対する指摘も後を絶ちません。このように、動物愛護管理行政への課題は多様化し、複雑な事例も多く見られています。

栃木県動物愛護管理推進計画

計画期間：2021.4.1
～2031.3.31

概要：動物愛護指導センターが中心となり、関係機関、市町、関係団体等との連携を拡充し、一層の動物愛護精神の普及啓発を図るとともに、適正飼養の啓発のほか、一頭でも多くの動物の命をつなぐため、収容動物の譲渡推進の取組を強化し、殺処分ゼロを目指します。

人と動物の共生する社会の実現に向けて：重点施策（4つの柱）

動物愛護及び管理に関する取組の推進

- ① 命を尊重する教育の推進
 - ・子どもたちに命の大切さを学ぶ教育を推進
- ② 動物愛護精神の普及啓発
 - ・地域の問題解決や動物愛護の普及啓発推進
- ③ 動物とのふれあい活動の推進
 - ・人と動物の共生する社会を実現するための仕組づくりを推進
- ④ 動物愛護フェスティバルの充実
 - ・動物愛護及び管理の意義等に関する県民の理解の深化

適正飼養の推進

- ① 適正飼養の啓発
 - ・適正飼養の普及啓発・動物愛護推進員の育成
 - ・狂犬病予防注射接種率の向上・福祉部局と連携
- ② 生活環境の保全及び動物による危害防止
 - ・重点地域の普及啓発強化・動物虐待の防止
 - ・生活環境の保全を損なう事態等への対応
- ③ 動物取扱業の適正化及び資質の向上
 - ・監視指導の強化による法令遵守の促進
 - ・動物取扱者責任研修の受講の徹底
- ④ 調査研究の推進
- ⑤ 実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進
 - ・実験動物飼養施設への普及啓発の推進
 - ・産業動物飼養者への普及啓発の推進

命をつなぐ取組の推進

- ① 引取り数の減少
 - ・飼い主の終生飼養の徹底
 - ・不妊去勢手術の実施の促進
 - ・室内飼いの推奨による逸走防止の促進
- ② 返還率の向上
 - ・マイクロチップ等による所有者明示の必要性の普及啓発
- ③ 譲渡率の向上
 - ・積極的な広報による譲渡機会の周知徹底
 - ・譲渡登録団体等との協働による譲渡の推進
 - ・成犬譲渡の推進

災害対策の充実

- ① 行動マニュアルの整備
 - ・役割分担に基づく迅速な支援体制構築
 - ・市町、関係機関、関係団体等との連携強化
- ② 家庭動物の同行避難等に係る体制整備
 - ・動物と同行できる避難所情報の周知徹底
 - ・平時からの適正飼養の普及啓発の推進
 - ・家庭動物の同行避難に対する幅広い理解、実践の促進

計画の推進

犬及び猫の殺処分ゼロを目指して



計画目標値	平成 30 (2018) 年度 (基準)	令和 7 (2025) 年度 (中間目標)	令和 12 (2030) 年度 (目標値)
殺処分数	393 頭	130 頭	90 頭以下 (引き続き殺処分ゼロを目指す)

栃木県動物愛護管理推進計画（第3次）における施策目標達成に向けた取組

～人と動物の共生する社会の実現に向けて～

